

主 文

本件再審請求を棄却する。

理 由

本件再審請求の事由は、刑訴法四三六条一項所定の再審事由にあたらない。

よつて、同法四四七条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年四月五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	色	川	幸	太郎
裁判官	村	上	朝	一
裁判官	小	川	信	雄